## 体育連合会・文化団体連合会・同好会連合会に所属をしていない 本学部会・サークル、および本学学生個人の方々へ

学生団体・大学合同の学生支援組織である「若木学友会」では、学生団体非加盟の本学部会・サークル、および個人単位で課外活動を行っている本学学生を対象に、今年度の活動実績に基づき援助金を交付します。所定用紙に活動実績を記入の上、下記期日までに学生生活課・たまプラーザ事務課にご提出ください。実績を確認の上、援助金を交付します。

記

- 1. 交付対象 ①学生団体(※1・2) に非加盟の本学部会・サークル
  - ②個人単位で課外活動を行っている本学学生
    - ※1 学生団体とは、若木学友会組織図内に明記されている、体育連合会・文化団体 連合会・同好会連合会等の団体を指します。
    - ※2 団体においては**構成員が本学学生のみである団体を対象**とし、いわゆる**インタ ーカレッジサークルは対象外**とします。
- 1. 募集内容 平成30年4月から平成31年3月までの活動実績
  - 例)大会・コンテストへの出場 (必ずしも競技会等で入賞している必要はありません) 発表会・展示会等の行事の開催 会報等成果物の発刊 ボランティア活動 その他、定期的な活動等

※昨年度における個人活動への給付の実績

地域活動へのボランティア活動/全日本一輪車競技大会優勝

3. 応募方法 所定用紙を学生生活課・たまプラーザ事務課の窓口で入手し、必要事項を記入し、活動を証明する資料 (ex.使用施設利用料金の領収書のコピー) を添付の上、同課窓口に提出してください。

※学生生活課に口座情報未登録の団体・個人は援助金口座情報も併せて届け出ていただきます。

- 4. 応募締切 平成31年2月8日(金)
- 5. 備 考 ①援助金額は活動実績を審査の上、交付決定時にご通知します。
  - ②交付時期は3月中旬から下旬を予定しております。

以上